

外国人留学生対象インターンシップ(令和5年度春期)

参加者募集のお知らせ

東京外国人雇用サービスセンターでは、外国人留学生が日本国内での就職環境の理解を深めるため、在学中の留学生(大学1~3年生、短期大学及び大学院1年生)を対象としたインターンシップ事業を実施しております。

外国人留学生を採用してグローバルな事業展開を進めようという企業が多数参加します。企業での働く現場を実際に体験して、ぜひこれからの就職活動に活かしてください。

●東京外国人雇用サービスセンターのインターンシップを活用するメリット●

- ・日本企業で働くことが、具体的にイメージできるようになります。
- ・日本企業で働く不安が解消されます。
- ・ビジネス日本語のスキルがアップし、ビジネスマナーが身につきます。
- ・企業へ提出するエントリーシートや面接で、インターンシップ経験をアピールできます。
- ・自分の興味のある業界、仕事内容について理解が深まります。

<<外国人留学生インターンシップの内容>>

【対象学生】 日本国内の大学、短期大学、大学院に在籍している外国人留学生で、本インターンシップに参加を希望する方。
(大学1~3年生、短期大学及び大学院1年生)。
ただし、実施企業や学年によっては参加対象にならない場合がありますので、エントリーシートの応募条件をご確認ください。

【受入企業】

- ・外国人留学生に仕事の進め方やビジネスマナーなどを体験させ、卒業後の就職に向けた実践的準備の機会となるよう専門的・技術的分野の仕事内容でインターンシップを実施する企業。
- ・インターンシップ生の指導・監督を行う社員がいる企業。

【実施プログラム】

- ① 【別紙1】「令和5年度春期インターンシップに係るコース別日程表」より日程をご確認ください。
 - ② 当センターホームページに掲載されるエントリー企業一覧(11月下旬から随時掲載)から実習を希望する企業を1~2社選択し【様式2】「留学生インターンシップエントリーシート(外国人留学生用)」に必要事項を記入してキャリアセンターに提出します。その後、キャリアセンターより東京外国人雇用サービスセンターにEメールでご提出ください。
- ※ インターンシップに係る実施プログラム(企業リスト、日程表、企業情報等)を必ずご覧ください。コースによってエントリー締切日が異なります。
- ③ 応募企業の選考、実習の可否決定の後に当センターより結果をご連絡します。
 - ④ 実習に参加する前に当センターで1時間程度の事前講習を受講することが必要です。また、企業に提出する【様式6】「誓約書」を当日までにご用意ください。

(裏面に続く)

- ⑤ 各企業にて5日間の実習に参加します（原則、土日祝除く連続した5日間）。
- ⑥ 実習終了後、当センターに【様式7】「留学生インターンシップ「体験レポート」」を提出します。

【手当について】 当センターが扱うインターンシップは無報酬とします。アルバイトではなく、職場体験を目的としています。ただし、企業の判断により交通費や昼食代等は支給されることがあります。

【保険について】 参加留学生がインターンシップ中の事故により傷害を負った場合や、参加企業や第三者に損害を与えた場合に備えて、国が傷害保険・損害保険に加入します。

【申込み方法】

- ・【様式2】「留学生インターンシップエントリーシート（外国人留学生用）」に必要事項を記入し、大学のキャリアセンターに提出してください。
- ・加えて、【様式5】「外国人留学生インターンシップ参加学生「在籍確認票」」の作成を大学のキャリアセンター担当者に依頼するとともに、エントリーシートと一緒に当センターへの提出をご依頼ください。（締切日厳守）

ハローワーク新宿 東京外国人雇用サービスセンター

担 当：外国人留学生インターンシップ担当：瀬下（せしも）・加藤（かとう）・竹下（たけした）

TEL：03-5361-8722

Eメール：tgaisen_gakkou@mhlw.go.jp